

平成27年11月
一般社団法人神奈川県産科婦人科医会
会長 高橋 恒男

相模原市妊婦健康診査料単価変更について

平成28年1月1日から相模原市妊婦健康診査料単価が下記の通り変更になります。

旧単価での請求は、12月分までです。12月補助券→1月10日必着でお願いいたします。

平成28年1月から新補助券が配布されます。
旧補助券は、新単価に読み替えての請求となります。

相模原市妊婦健康診査費用補助（平成28年1月1日改正）

改正	単価	対応券種	補助券タイプ	備考
A票	18000	1回目	青地	初期検査券
B票	7000	6回目	ピンク地	中期検査券
C票	8000	14回目	クリーム地	後期検査券
D票1	4000	2回目	白地に 黒文字	
D票2	4000	3回目		
D票3	4000	4回目		
D票4	4000	5回目		
D票5	4000	7回目		
D票6	4000	8回目		
D票7	4000	9回目		
D票8	4000	10回目		
E票1	5000	11回目	白地に 赤文字	
E票2	5000	12回目		
E票3	5000	13回目		
E票4	5000	追加券		
E票5	5000	追加券		新規

相模原市妊婦健康診査旧補助券読み替えについて

旧補助券の対応については下記の要領で 実施してください。

〇〇市 妊婦健康診査費用 1cm 補助券 (医療機関専用券) 市町村送付用 3cm

(健診費用総額から 〇〇〇円が差し引かれます。)
有効期限：交付の日から分娩の前まで

太枠内は、妊婦が記入又は番号を○でかこみ、病院、母子健康手帳№
診療所等の窓口へ提出して下さい。

ふりがな 妊婦氏名				生年月日 年 月 日	歳
住 所	〇〇市			電話 ()	
分 娩 予定日	年 月 日	妊娠 週数		1 初産 ②経産(第 子)	
過去の 妊 娠	あった なかった	妊婦が あった場合	流産 死産	あった なかった	妊婦高血 圧症候群
					かかった かからなかった

※この補助券の情報は、〇〇市の保健指導に使用させていただきます。

実施医療機関記入欄

◎今回実施した検査 (実施した項目をチェックしてください)
□基本診察 □尿検査 □血液検査 □肝臓検査 □その他 ()

◎今回の健診で市町村の保健指導を要する事項 (どちらかチェックしてください)
□なし
□あり (指導事項を記載)

実施年月日 年 月 日

医療機関の名称
所在地・医師の氏名

～ご利用上の注意～
※この券は再発行いたしません。必ず妊婦に本人が母子健康手帳と一緒に大切に所持してください。
※この券は医療機関でのみご利用となります。まとめてご利用いただくことはできません。
※住民票を〇〇市外に移された方は、その日以降はご利用いただけません。
※健診費用総額が〇〇〇円未満のときはご利用いただけません。〇〇市にご連絡ください。
※医療機関の方へ
・委託契約と請求に関するお問い合わせは、神奈川県産科婦人科医科会 (TEL: 045-242-4867) へ、
・「市町村送付用」を翌日 10日までに神奈川県産科婦人科医科会へ送付してください。

○実施年月日→平成 28 年 1 月 1 日
以降であれば 新単価で請求

○例 旧 10,000 円補助券
18,000 円として読み替える

お願い
12月健診分の請求は、(旧単価)
請求事務の混乱回避のため
1月10日必着でお願いいたします。

下記は、相模原市からの通達です。

現在の領収書の書式に、補助券の使用の有無や控除金額の明記がされていない医療機関様は、
制度改正日以降に読み替えがされているかどうかの確認が、妊婦様側からできません。トラブル
回避のためにも、次の①または②の対応のご協力をお願いします。

- ① 現行補助券の金額に、3枚複写の上から横線を引き、金額を訂正する

相模原市 妊婦健康診査費用補助券 ①

(健診費用総額から ~~4,000~~ 円が差し引かれます。)

有効期限：交付の日から分娩の前まで

市送付用

太枠内は、妊婦が記入又は番号を○でかこみ、病院、

妊婦健康診査受診番号

- ② ゴム印を赤インク等で3枚に押す (書式や文面は特に問いません)

相模原市 妊婦健康診査費用補助券 ②

(健診費用総額から 4,000 円が差し引かれます。)

有効期限：交付の日から分娩の前まで

市送付用

太枠内は、妊婦が記入又は番号を○でかこみ、病院、

妊婦健康診査受診番号

ふりがな 妊婦氏名	相模原市 中央区中央	生年月日	H22年 10月 20日 25歳
住 所	相模原市 中央区中央	電話	042 (769) 8345
分 娩 予定日	H28年 4月 20日	妊娠 週数	35 週 ②経産(第 3子)

※この補助券の情報は、相模原市の保健指導に使用させていただきます。

実施医療機関記入欄

必要な場合には ゴム印を相模原市でご用意いたします。
配付を希望される場合は **11月25日(水)までに**
相模原市健康企画課(ホオヤ、タムラ)にご連絡ください。
電話 042-769-8344
12月末までにご郵送させていただきます。

所在地
医療機関
氏名



平成28年1月分から使用
平成 年度

平成 年 月分 相模原市明細書

回数	対応券種	使用順の制限	単価	件数	金額	市町村の保健指導	
						有	無
A票	1回目	交付～15週6日	18000	件	円	件	件
B票	6回目	16週0日～31週6日	7000	件	円	件	件
C票	14回目	32週0日～出産前	8000	件	円	件	件
D票1	2回目	D票1～8綴り順	4000	件	円	件	件
D票2	3回目		4000	件	円	件	件
D票3	4回目		4000	件	円	件	件
D票4	5回目		4000	件	円	件	件
D票5	7回目		4000	件	円	件	件
D票6	8回目		4000	件	円	件	件
D票7	9回目		4000	件	円	件	件
D票8	10回目		4000	件	円	件	件
E票1	11回目	E票綴り順 E票は D票1～8まで すべてを使用後でな いとE票は、使用不可	5000	件	円	件	件
E票2	12回目		5000	件	円	件	件
E票3	13回目		5000	件	円	件	件
E票4	追加券		5000	件	円	件	件
E票5	追加券		5000	件	円	件	件
合計					円	件	件

○旧補助券提出は新補助券の順番で提出してください。A票～E票まで

○相模原市役所ホームページに新制度について掲載されていますので、ご参照ください。

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kenko/ninshin/001079.html>

○追加券

平成28年1月1日以降の受診から使用可能

現行補助券2～5回目および7～10回目の8回分すべてを使用した後でないと使用不可